株式会社 SJI

証券コード：2315

第27期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成28年１月28日（木曜日）午前10時

開催場所

東京都目黒区大橋一丁目5番1号
クロスエアタワー　8階
本社　SJホール

決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

目　次

第27期定時株主総会招集ご通知‥‥‥　1
事業報告‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　2
連結計算書類‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　18
計算書類‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　22
株主総会参考書類‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　37

(証券コード　2315)
平成28年１月13日

株　主　各　位

東京都目黒区大橋一丁目５番１号
株式会社　　Ｓ　　Ｊ　　Ｉ
代表取締役社長　劉　　天　　泉

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

尚、当日ご出席頂けない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、平成28年１月27日（水曜日）午後５時45分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1.　日　　時　平成28年１月28日（木曜日）午前10時（受付開始　午前９時）
開催日が前回定時株主総会（平成27年６月29日）に応当する日と離れておりますのは、第27期（当期）より当社の事業年度の末日を３月31日から10月31日に変更したためであります。

2.　場　　所　東京都目黒区大橋一丁目５番１号
クロスエアタワー　８階
株式会社ＳＪＩ　本社ＳＪホール
(本店移転に伴い、昨年と開催場所を変更しております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照頂き、お間違えないようご注意願います。)

3.　株主総会の目的である事項

報告事項
1.　第27期（自 平成27年４月１日 至 平成27年10月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.　第27期（自 平成27年４月１日 至 平成27年10月31日）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役７名選任の件
第２号議案　監査役２名選任の件

以　上

（お 願 い）　当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
（お知らせ）　本招集のご通知添付書類のうち、「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sji-inc.jp）に掲載しておりますので、本招集のご通知添付書類には記載しておりません。
添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sji-inc.jp）に掲載致します。
総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承頂きますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事業報告（自　平成27年４月１日　至　平成27年10月31日）

当社は、平成27年10月１日の臨時株主総会の決議により、事業年度を従来の３月31日から10月31日に変更いたしました。

これにより、当第27期事業年度が平成27年４月１日から平成27年10月31日までの７ヵ月となったため、当連結会計年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承下さいますようお願い申し上げます。

1.　企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度（平成27年４月１日～平成27年10月31日）におけるわが国経済は、円安基調の継続や中国をはじめとするアジア経済の先行き不透明感などから、一部に輸出の伸び悩みや個人消費の低迷感がみられるものの、企業や内需関連の大手企業などの収益が改善し、設備投資の増加や株高などを背景にして、ゆるやかに回復の基調を示しながら推移してまいりました。

また、当社が事業を展開する情報サービス産業におきましては、企業のITインフラ更新やクラウドコンピューティングの普及、SNSの利用拡大などにより、各企業のIT投資は改善の傾向が現れ始めてまいりました。

こうした状況の中、当社グループは、平成27年６月29日開催の定時株主総会において第三者割当による募集株式および新株予約権のそれぞれの発行が承認可決され、平成27年６月30日付で募集株式の払込手続きが完了いたしました。その後、平成27年10月29日付で株式会社ネクスグループによる新株予約権の一部行使により、財務面において資本増強を実現しております。これにより債務超過は解消いたしました。

また、賃貸料の大幅な削減と本社部門の規模を適正水準にすることを目的として、平成27年11月１日から、新オフィスに移転するなど、経費支出の抜本的な見直しをはじめとした経費削減を実施しております。

新生ＳＪＩとして、取締役をはじめとする経営体制の大幅な刷新を行い、様々な取り組みに着手しております。中でもグループ会社間の人材の相互交流に注力しており、こうした交流の中から、営業促進の連携が着実に進んでおります。グループ会社の顧客に対し、当社が営業活動を行うことにより、新たな顧客層の開拓や、これまでにはないニーズの掘り起こしを行ってまいりました。また、人材の育成・強化を目的とした社内技術者向けの研修の充実や、KPI（重要業績評価指標）の設定による事業マネージメント、更にプロジェクトの徹底した管理についても、引き続き強化いたしました。GM（グループマネージャー）制度によるプロジェクトごとの課題発見およびその対応は、更に迅速化しております。

現在当社は、過年度の会計処理の訂正を行ったことを受け、東京証券取引所より平成27年２月25日付にて、特設注意市場銘柄に指定されております。過年度における不祥事の原因となった過去の経営体制や企業風土と決別し、公正で適正かつ透明性のある組織風土づくりを進め、ガバナンス・コンプライアンス体制の充実強化に努めてまいります。具体的には、経営トップをはじめとする役職員全員のコンプライアンス意識の向上（コンプライアンス研修の充実等）、取締役会に対する監視機能の強化、監査体制の機能強化、内部通報制度の強化等を通じて、ガバナンス重視の経営に向けて社内体制の強化をはかっております。

なお、平成27年８月31日付「元取締役に対する損害賠償請求にかかる合意書の締結および特別利益の計上見込みに関するお知らせ」のとおり、当社の元取締役３名に対し損害賠償請求を行いました。当該請

求額である約２億円は特別利益として計上しております。
　特設注意市場銘柄指定による、当社への発注の影響を最小限にとどめるべく、随時顧客への説明を行い、信頼回復への努力を続けたことで、売上高は計画値を上回りました。特に流通系の顧客からの受注は好調でありました。また、中国へのオフショア開発委託も好調であり、利益面で貢献いたしました。当社は、日本企業向けシステム開発の豊富な経験とハイレベルな日・中の技術者による中国オフショア開発委託を創業以来行っており、長年の経験による高品質で納期厳守のプロジェクト運営が顧客より高い評価を得ております。なお、営業利益においては、平成27年９月以降単月黒字を継続しております。

　これらの結果、当連結会計年度の売上高は4,126百万円、営業損失は内部統制費用等の負担により、265百万円、経常損失は552百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は6,060百万円となりました。

　これにより、誠に遺憾ながら前期に引続き当期の期末配当を無配とすることといたしました。また、来期の剰余金の配当につきましては、当社といたしましては一刻も早く業績の立て直しを行い、財務体質を強化することが株主様の長期的な利益につながると考え、誠に遺憾ではありますが無配を予定しております。

　なお、当社グループは情報サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は49百万円であります。主たるものは、本社移転時の設備投資29百万円であります。

(3) 資金調達の状況

平成27年６月30日付で第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行を行ったことにより約4,370百万円、さらに新株予約権の行使により、約1,200百万円の資金調達を行っております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

中訊軟件集団股份有限公司（SinoCom）株式の譲渡について
平成27年４月21日　BENEFIT POWER INC.およびSUNNY IDEA INTERNATIONAL LIMITEDに譲渡（所有割合21.79%から0.05%）
平成27年６月30日　市場にて売却（所有割合0.05%から0.00%）

聯迪恒星（南京）信息系統有限公司（ＬＤＮＳ）持分の譲渡について
平成27年４月21日　沈 栄明（ＬＤＮＳの董事および総経理）および従業員で構成する南京徳富瑞管理咨洵有限公司に一部譲渡（所有割合89.30%から5.00%）
平成27年10月29日　南京徳富瑞管理咨洵有限公司に譲渡（所有割合5.00%から0.00%）

神州数碼通用軟件有限公司（ＤＧＴ－ＨＫ）持分の譲渡について
平成27年６月15日　Prilink Holdings Limitedに譲渡（所有割合100.00%から0.00%）

LianDi Clean Technology Inc.（ＬＮＤＴ）株式の譲渡について
平成27年６月29日　Smart Specialists Limitedに譲渡（所有割合54.55%から0.00%）

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社の親会社である株式会社ネクスグループは、平成27年７月24日付で株式交換により株式会社ネクス・ソリューションズを完全子会社といたしました。当社はネクス・ソリューションズ株式を保有していたため、当該株式交換の結果、ネクスグループ株式を保有することとなりましたが、今後は、会社法第135条第３項の規定に基づき、対処いたします。

(8) 対処すべき課題

当社は、過年度の会計処理の訂正を行ったことを受け、東京証券取引所より特設注意市場銘柄に指定されております。過年度における不祥事の原因となった過去の経営体制や企業風土と決別し、公正で適正かつ透明性のある組織風土づくりを進めており、全社一丸となって再発防止に取組んでおります。具体的な再発防止策は以下のとおりです。

① 不適切な取引の発生防止に向けた取引チェック機能の充実・強化
② 関係会社の管理体制の充実・強化
③ 財務経理部門の機能の充実・強化
④ 公印（会社実印）の適正な管理体制の構築
⑤ 内部通報制度の有効・充実化
⑥ 全社的なコンプライアンス意識向上に向けた研修受講の義務化
⑦ 貸付債権・借入債務・仮払金等の管理および会計上の見積りの客観的実施過程の確保

特設注意市場銘柄の指定解除を喫緊の課題として、これら再発防止策に取組むと同時に、内部管理体制等の整備と運用に取組んでおります。また、当社では、取締役会の諮問機関として当社と利害関係を有しない外部有識者から構成される経営監視委員会を設置し、毎月１～２回の定例開催に加え、必要に応じて随時開催し、特設注意市場銘柄の指定解除に向けた内部管理体制の改善に関する報告・確認を行っております。経営監視委員会による継続的な助言とモニタリングを尊重しながら、着実に経営の改革を実行していくことを通じて、より一層透明性の高い経営を目指してまいります。また、経営監視委員会には、再発防止策を徹底することは勿論のこと、当社が特定の利害関係を有する支配株主との間の取引等を行うにあたり、適正性および健全性確保の観点からも、助言・指導を頂いております。

(9) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

項目＼期別	第 24 期 (平成25年３月期)	第 25 期 (平成26年３月期)	第 26 期 (平成27年３月期)	第 27 期 (平成27年10月期)
売上高	29,305,869	26,276,341	30,340,499	4,126,292
経常利益又は経常損失（△）	1,876,861	△1,722,637	253,129	△552,764
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△959,775	△6,714,069	△2,857,576	△6,060,250
1株当たり親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△11円62銭	△81円30銭	△34円60銭	△38円99銭
総資産	45,103,049	39,360,759	30,130,885	4,606,146
純資産	20,419,539	14,301,029	7,484,228	140,680
１株当たり純資産	129円26銭	56円19銭	31円25銭	0円36銭

(注) 1. １株当たり親会社株主に帰属する当期純損失（△）は期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数をのぞいて算出しています。
2. 平成25年10月１日付で普通株式１株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり親会社株主に帰属する当期純損失（△）及び１株当たり純資産を算定しております。
3. 第27期（当連結会計年度）につきましては、事業年度の変更に伴い、平成27年４月１日から平成27年10月31日までの７ヵ月間となっております。

(10) 主要な事業内容（平成27年10月31日現在）

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社、親会社３社、連結子会社６社、持分法非適用関連会社１社から構成されております。

なお、当社グループは、第１四半期連結会計期間より情報サービス事業の単一セグメントに変更いたしました。

事業の種類	内容
情報サービス	システム開発、システムに関するコンサルティング、システムのメンテナンス・サポート

情報サービス事業

当社グループでは、システム開発、システムに関するコンサルティング、システムのメンテナンス・サポートを行う情報サービス事業を主力事業としております。

当社グループは、金融業（銀行・生損保・証券等）、情報通信業、製造業、流通業等のエンドユーザ顧客からのシステム開発を大手ＳＩｅｒを通して受注しております。

また多くの大手ＳＩｅｒからコアパートナーの認定を受け、大型案件の受注拡大を目指しております。

当社グループの開発するシステムには、製造業者・流通業者向けにインターネットを利用した購買調達システム、金融機関向けにインターネットバンキング等の金融戦略支援システム、情報サービス業者向けに各種業務パッケージソフト、通信業者向けにネットワーク監視システムがあり、当社グループの高度な情報処理システムを活かしてシステム開発事業を展開しております。

（11）主要な拠点等（平成27年10月31日現在）

本社（東京都品川区）

（注）平成27年11月１日付で本店所在地を品川区から目黒区に変更いたしました。

（12）従業員の状況（平成27年10月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
492名	△952名

（注）1. 従業員数はグループ外への出向者を除き、取締役及び監査役は含まれておりません。
2. 従業員数が当連結会計年度に952名減少しておりますが、これは海外子会社聯迪恒星（南京）信息系統有限公司及びLianDi Clean Technology Inc.が株式譲渡に伴い連結対象から外れたことに伴うものであります。

（13）重要な親会社および子会社の状況（平成27年10月31日現在）

① 親会社の状況

（ⅰ）親会社との関係

当社の親会社は株式会社ネクスグループ、株式会社フィスコおよびSEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDであります。

（株式会社ネクスグループの親会社である、株式会社フィスコ、SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDは当社の親会社に該当いたします。）

このうち、主たる親会社は株式会社ネクスグループであります。同社は期末日現在、当社の議決権の55.2%を保有しております。

また、親会社とは役員の兼任がございます。

（ⅱ）親会社との間の取引に関する事項

当社は親会社等との取引に関して、他の資本関係のない会社と取引する場合と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容および条件の妥当性について当社取締役会で判断しており、非支配株主の利益を害することのないよう対応しております。親会社からの独立性の確保の点では、経営監視委員会による助言・指導を頂き適切に対応しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(14) 主要な借入先（平成27年10月31日現在）

借入先	借入額
	千円
株式会社みずほ銀行	891,243
株式会社三井住友銀行	566,759
株式会社りそな銀行	464,488

(注) 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年10月31日現在）

（1）発行可能株式総数　830,556,000株

（2）発行済株式の総数　241,925,000株（自己株式192,954株を含む）

（3）株主数　11,562名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社ネクスグループ	133,428,800	55.20
FISCO INTERNATIONAL (CAYMAN)L.P.	8,571,400	3.55
株式会社ノーザ	7,788,300	3.22
SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED	5,571,400	2.30
株式会社SRAホールディングス	5,050,000	2.09
株式会社SRA	5,000,000	2.07
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700702	3,652,500	1.51
EPSホールディングス株式会社	3,287,900	1.36
日本証券金融株式会社	1,814,300	0.75
CBHK-PHILLIP (HK) LTD-CLIENT MASTER	1,479,600	0.61

（注）1. 持株比率については、自己株式（192,954株）を控除して算出しております。
2. 株式会社ネクスグループから、平成27年12月３日付で、同年11月26日現在同社が123,428,900株(保有割合51.06%)を保有している旨の大量保有報告の変更報告書が提出されております。
3. SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITEDから、平成27年12月３日付で、同年11月27日現在同社が5,571,400株(保有割合2.30%）を市場にて売却している旨の大量保有報告書の変更報告書が提出されております。

（5）その他株式に関する重要な事項

①平成27年６月30日を払込期日とする第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）および金銭出資）の発行により、発行済株式の総数が124,859,100株、資本金および資本準備金がそれぞれ2,185,034千円増加しております。

②平成27年10月29日の新株予約権の行使により、発行済株式の総数が34,286,000株、資本金および資本準備金がそれぞれ611,422千円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

平成27年６月29日開催の第26期定時株主総会決議による新株予約権

決議年月日	平成27年６月１日開催取締役会及び 平成27年６月29日開催第26期定時株主総会
新株予約権の数	79,998個（新株予約権１個につき1,000株）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	79,998,000株
新株予約権の行使時の払込金額	35円
新株予約権の行使期間	平成27年６月30日から平成29年６月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　35.0円 資本組入額　17.5円
新株予約権の行使条件	１．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ２．各本新株予約権の一部行使はできない。 ３．その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当を受ける者との間で締結する株式会社ＳＪＩ第５回新株予約権引受契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込に関する事項	―
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

(注) １ (1)本新株予約権の払込金額は、新株予約権１個につき666円とし、新株予約権の払込金額の総額は76,113千円とする。
(2)新株予約権の割当日は、平成27年６月30日である。
(3)新株予約権の払込期日は、平成27年６月30日である。
２ (1)当社が(注)３「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)３「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(2)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る(注)３「新株予約権の行使時の払込金額」欄(3)②第(ロ)号及び第(ホ)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(3)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

３ 新株予約権の行使時の払込金額

(1)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式１株当たりの出資される財産の価額（以下、(行使価額）という。）は、35円とする。但し、本欄（3）の規定に従って調整されるものとする。

(3)行使価額の調整

①当社は、本新株予約権の発行後、下記②に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行・処分株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行・処分株式数}}$$

②行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ)本項④第(ロ)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当てがある場合は、その翌日以降これを適用する。

(ロ)株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

(ハ)取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項④第(ロ)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項④第(ロ)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当の場合を含む。）、もしくはその他の証券もしくは権利を発行する場合、調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(ニ)当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項④第(ロ)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(ホ)本項②第(イ)号から第(ニ)号までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項②第(イ)号から第(ニ)号にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に１株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額-調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

③行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が１円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

④その他
(イ)行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
(ロ)行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項②第(ホ)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。
(ハ)行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
⑤本項②の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。
(イ)株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
(ロ)その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
(ハ)行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。この場合に１株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

役　名	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	八木隆二	業務全般、内部監査室担当、株式会社フィスコ取締役アドバイザリー事業部長、株式会社ネクスグループ取締役、イー・旅ネット・ドット・コム株式会社取締役、株式会社ケア・ダイナミクス取締役、株式会社フィスコＩＲ取締役、株式会社シャンテイ取締役
代表取締役社長	劉　天泉	事業統轄本部担当
代表取締役	山口健治	管理統轄本部・ガバナンス推進室担当、管理統轄本部長・財務経理本部長委嘱
取締役	俵　健太郎	株式会社フェーズ・トゥー代表取締役、株式会社フィスコ・キャピタル取締役
取締役	石原直樹	株式会社フィスコ・キャピタル代表取締役社長、株式会社ネクス・ソリューションズ代表取締役
取締役	齊藤洋介	株式会社ネクスグループ取締役管理本部長、株式会社フィスコ・キャピタル取締役、株式会社ネクス取締役管理部部長、株式会社ネクス・ソリューションズ取締役、株式会社ケア・ダイナミックス取締役
取締役	川﨑光雄	株式会社カテナシア代表取締役
常勤監査役	古賀　勝	
監査役	宮森信英	株式会社ラークス会計代表取締役社長
監査役	杉本眞一	ボナファイデコンサルティング株式会社代表取締役

（注）1. 取締役のうち川﨑光雄氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。なお、川﨑光雄氏は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード）が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち、宮森信英氏、杉本眞一氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 宮森信英氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の会社における地位	氏　名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
代表取締役会長兼社長	石濱人樹	取締役会委任事項担当	平成27年６月29日
代表取締役	北村克己	ガバナンス強化タスクフォース、コンプライアンス等経営企画本部担当	平成27年６月29日
取締役副会長	琴井啓文		平成27年６月29日
取締役	李　堅		平成27年６月29日
常勤監査役	岡田俊夫		平成27年６月29日
監査役	福地誠司		平成27年６月29日

（注）1. 代表取締役会長兼社長石濱人樹氏、代表取締役北村克己氏、取締役副会長琴井啓文氏、取締役李堅氏は、任期満了による退任であります。
2. 常勤監査役岡田俊夫氏及び監査役福地誠司氏は、辞任による退任であります。
3. 常勤監査役岡田俊夫氏は、退任後も当社顧問として当社経営を支援頂いております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役川﨑光雄氏及び監査役宮森信英氏並びに杉本眞一氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第28条、第39条の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任につき法令に定める額又は定款で定める額のいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支　給　額
取　締　役 (うち社外取締役)	11名 (1名)	42百万円 (1百万円)
監　査　役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	10百万円 (4百万円)
合　　計	16名	52百万円

(注)　期末現在の人員数は取締役７名（うち社外取締役１名)、監査役３名(うち社外監査役２名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、平成27年６月29日開催の第26期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役４名、監査役２名を含んでいることによるものであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 当社又は特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会等への出席状況及び発言状況

区　分	氏　名	出席状況及び発言状況
取　締　役	川　﨑　光　雄	就任後開催の取締役会には、13回中7回に出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。
監　査　役	宮　森　信　英	当事業年度に開催された取締役会には、33回中22回出席、また、監査役会には、10回全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。
監　査　役	杉　本　眞　一	就任後開催の取締役会には、13回中8回に出席、また、監査役会には6回全てに出席し、企業経営の経験と専門的な見地から、適宜意見を頂いております。

(注)　上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第２項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

ロ．社外役員の意見により変更された事業の方針又はその他の事項

該当事項はありません。

ハ．当社の不正又は不当な業務執行に関する対応の概要

該当事項はありません。

④ 当社親会社又は当社親会社の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬の額

該当事項はありません。

⑤ ①～④の内容に対する社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

赤坂・海生公認会計士共同事務所
公認会計士　赤坂　満秋
公認会計士　海生　裕明

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る報酬等の額	21
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21

（注）1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である赤坂・海生公認会計士共同事務所は会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は次のとおりです。

会社法第423条第１項の責任について、監査受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、5,000,000円又は会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、監査受嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は現在、企業風土のあり方を抜本的に変革し、コーポレートガバナンスの強化およびコンプライアンス体制を再構築すべく、再発防止策および内部管理体制の整備と運用に取り組んでおります。当社取締役会の諮問機関として、経営監視委員会を設置し、再発防止策の改善措置の実施状況についてのモニタリング等、当社の経営に対する有益な助言・指導が行われております。

取締役および使用人が法令、定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として、ＳＪＩ行動規範を制定し、指針としております。また、当社コンプライアンス委員会において、取締役および使用人に対するコンプライアンス意識の普及、啓発活動を実施しております。これらの活動は定期的に取締役会および監査役に報告されております。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてＳＪＩヘルプラインを社内および社外に設置・運営しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令および文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る決裁結果を稟議書等の文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存しております。取締役および監査役は、文書管理規程により、適切に管理し、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はコーポレートリスク評価規程に基づき、財務部門が定期的なリスクの評価を実施し、経営会議で対応策の策定を実施しております。社長は、リスク評価の結果を踏まえ、適切な管理者あるいはグループ経営者等に対し必要な内部統制の整備を指示しており、リスク評価の結果と対応等を取締役会に報告しております。また、当社グループ全体の経営・事業・財務に関するリスク、コンプライアンスに関する事項、情報セキュリティに関する事項、災害対策に関する事項に関するコーポレートリスク管理規程を設け、経営や事業に影響をおよぼすコーポレートリスクを適正かつ円滑に管理しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役および使用人が共有する全社的な目標を定め、執行担当取締役はその目標達成のために各担当の具体的な目標および会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、これを取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことで全社的に業務の執行が効率的に行われる体制を構築しております。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社に対する管理を明確にし、子会社の指導、育成を促進して企業グループとしての経営効率の向上に資すること目的とした関係会社管理規程を設けております。子会社における重要事項については、財務経理部門担当役員が事前に資料を入手し検討を行い当社取締役会の決議を受けるとともに、報告事項に関しても子会社の経営内容を的確に把握するため、財務経理部門担当役員が資料を入手し検討を行う体制としております。

⑥　その他当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループにおける業務の適正を確保するため、当社役職員の子会社への派遣、業務遂行のための子会社との日常的な情報の共有、子会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を実施しております。

⑦　監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査部門所属の使用人および総務人事部門所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役および所属部門責任者等の指揮命令を受けないものとしております。

⑧　取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、ＳＪＩヘルプラインにおける通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備しております。

⑨　上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

取締役および使用人は、内部通報者保護および個人情報保護に関連する当社規程に準じて当該報告をした者が、不利な取扱いを受けないように適切な処置をしております。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくことが望ましいが、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができます。なお、当該費用の支出にあたっては、監査役は、その効率性および適正性に留意しなければならないと監査役監査基準にて定めております。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．取締役および使用人は監査役の職務の執行に関する理解を深めるとともに、監査役の職務の執行が円滑かつ効率的に遂行されるための環境を構築するよう努めております。

ロ．代表取締役は、円滑な意思疎通をはかるため、監査役と定期的に意見交換を行っております。

ハ．内部監査部門および会計監査人は、監査役会と相互に連携をはかり、監査役の職務の執行が円滑かつ効率的に遂行されるよう努め、監査の実効性を高めております。

第27期連結会計年度末の時点で当社および子会社は、「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され、運用されていることを確認しております。

(注)　本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、又比率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表（平成27年10月31日現在）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
流動資産	**3,964,220**	**流動負債**	**3,543,718**
現金及び預金	2,129,032	支払手形及び買掛金	557,110
受取手形及び売掛金	1,431,810	短期借入金	484,049
親会社株式	84,505	１年内返済予定の長期借入金	1,423,063
仕掛品	45,483	未払金	521,497
短期貸付金	1,244,903	リース債務	2,398
未収入金	1,703,598	未払法人税等	9,170
その他	137,924	賞与引当金	133,145
貸倒引当金	△2,813,038	その他	413,282
固定資産	**641,926**	**固定負債**	**921,746**
有形固定資産	**56,344**	長期借入金	880,000
建物及び構築物	26,755	リース債務	3,010
工具、器具及び備品	23,323	繰延税金負債	1,356
土地	1,139	その他	37,379
リース資産	5,125	**負債合計**	**4,465,465**
無形固定資産	**57,800**	**純資産の部**	
ソフトウェア	56,036	**株主資本**	**△97,036**
その他	1,764	資本金	6,348,558
投資その他の資産	**527,781**	資本剰余金	11,183,710
投資有価証券	205,497	利益剰余金	△17,540,359
出資金	13,650	自己株式	△88,945
長期貸付金	1,305,463	**その他の包括利益累計額**	**184,438**
長期未収入金	2,643,331	その他有価証券評価差額金	△20,385
その他	146,786	繰延ヘッジ損益	△497
貸倒引当金	△3,786,947	為替換算調整勘定	205,321
		新株予約権	**53,278**
		純資産合計	**140,680**
資産合計	**4,606,146**	**負債及び純資産合計**	**4,606,146**

（金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。）

連結損益計算書（自　平成27年４月１日　至　平成27年10月31日）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		4,126,292
売上原価		3,381,350
売上総利益		**744,941**
販売費及び一般管理費		1,010,376
営業損失		**265,434**
営業外収益		
受取利息	4,204	
その他	7,543	11,748
営業外費用		
支払利息	247,655	
為替差損	4,333	
有価証券売却損	10,034	
持分法による投資損失	4,273	
支払手数料	13,237	
貸倒引当金繰入額	19,510	
その他	35	299,078
経常損失		**552,764**
特別利益		
固定資産売却益	921	
貸倒引当金戻入額	36,968	
受取損害賠償金	198,057	
関係会社株式交換益	29,544	
関係会社株式売却益	1,014,833	
債務免除益	318,548	
出資金売却益	83,906	1,682,779
特別損失		
減損損失	37,853	
固定資産除却損	1,991	
関係会社株式売却損	3,960,086	
貸倒引当金繰入額	115,282	
債権放棄損	2,911,152	
本社移転費用	18,826	7,045,192
税金等調整前当期純損失		**5,915,178**
法人税、住民税及び事業税		26,819
法人税等調整額		118,252
当期純損失		**6,060,250**
非支配株主に帰属する当期純損失		-
親会社株主に帰属する当期純損失		**6,060,250**

（金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。）

連結株主資本等変動計算書（自　平成27年４月１日　至　平成27年10月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	3,552,101	8,395,471	△11,124,794	△88,942	733,836
当期変動額					
新株の発行	2,185,034	2,185,034			4,370,068
新株の発行（新株予約権の行使）	611,422	611,422			1,222,844
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△6,060,250		△6,060,250
自己株式の取得				△2	△2
連結範囲の変動		△8,217	△355,315		△363,532
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	2,796,456	2,788,238	△6,415,565	△2	△830,872
当期末残高	6,348,558	11,183,710	△17,540,359	△88,945	△97,036

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	2,856	△1,258	1,845,321	1,846,919	—	4,903,472	7,484,228
当期変動額							
新株の発行							4,370,068
新株の発行（新株予約権の行使）							1,222,844
親会社株主に帰属する当期純損失（△）							△6,060,250
自己株式の取得							△2
連結範囲の変動			△4,751,767	△4,751,767		△4,903,472	△10,018,773
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△23,241	760	3,111,767	3,089,286	53,278		3,142,565
当期変動額合計	△23,241	760	△1,640,000	△1,662,481	53,278	△4,903,472	△7,343,547
当期末残高	△20,385	△497	205,321	184,438	53,278	—	140,680

（金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。）

※　「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sji-inc.jp）に掲載しておりますので、本添付書類には掲載しておりません。

独立監査人の監査報告書

平成28年１月12日

株式会社ＳＪＩ
　取 締 役 会　御中

赤坂・海生公認会計士共同事務所

公認会計士　赤　坂　満　秋　㊞
公認会計士　海　生　裕　明　㊞

　私たちは会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＳＪＩの平成27年４月１日から平成27年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　私たちは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＳＪＩ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表（平成27年10月31日現在）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
流動資産	**3,934,983**	**流動負債**	**3,305,007**
現金及び預金	2,115,375	買掛金	557,110
売掛金	1,100,135	短期借入金	484,049
親会社株式	84,505	1年内返済予定の長期借入金	1,365,913
仕掛品	45,483	リース債務	2,398
前払費用	37,787	未払金	515,686
短期貸付金	3,427,408	未払法人税等	7,266
未収入金	2,607,071	未払消費税等	61,596
その他	15,854	未払費用	151,355
貸倒引当金	△5,498,638	前受金	5,524
固定資産	**479,839**	預り金	18,366
有形固定資産	**56,104**	賞与引当金	133,145
建物	26,755	その他	2,594
工具、器具及び備品	23,083	**固定負債**	**921,746**
土地	1,139	長期借入金	880,000
リース資産	5,125	リース債務	3,010
無形固定資産	**57,800**	その他	38,735
商標権	512	**負債合計**	**4,226,754**
ソフトウェア	56,036	**純資産の部**	
その他	1,251	**株主資本**	**155,672**
投資その他の資産	**365,934**	**資本金**	**6,348,558**
投資有価証券	200,662	**資本剰余金**	**8,848,358**
関係会社株式	4,835	資本準備金	8,848,358
出資金	13,650	**利益剰余金**	**△14,952,298**
長期貸付金	242,844	利益準備金	12,400
敷金保証金	140,946	その他利益剰余金	△14,964,698
その他	5,840	繰越利益剰余金	△14,964,698
貸倒引当金	△242,844	**自己株式**	**△88,945**
資産合計	**4,414,822**	**評価・換算差額等**	**△20,882**
		その他有価証券評価差額金	△20,385
		繰延ヘッジ損益	△497
		新株予約権	**53,278**
		純資産合計	**188,068**
		負債及び純資産合計	**4,414,822**

（金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。）

損益計算書（自　平成27年４月１日　至　平成27年10月31日）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		4,126,292
売上原価		3,381,350
売上総利益		**744,941**
販売費及び一般管理費		943,826
営業損失		**198,884**
営業外収益		
受取利息	4,189	
業務受託料	11,395	
雑収入	6,216	
その他	432	22,233
営業外費用		
支払利息	125,644	
社債利息	12,328	
支払手数料	13,237	
為替差損	34,921	
有価証券売却損	10,034	
その他	35	196,201
経常損失		**372,852**
特別利益		
受取損害賠償金	198,057	
債務免除益	179,374	
貸倒引当金戻入額	836,667	
関係会社株式交換益	107,431	1,321,530
特別損失		
固定資産除却損	1,991	
債権放棄損	831,947	
減損損失	37,853	
貸倒引当金繰入額	357,458	
本社移転費用	18,826	
その他	1,618	1,249,695
税引前当期純損失		**301,017**
法人税、住民税及び事業税		2,216
法人税等調整額		118,252
当期純損失		**421,486**

（金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。）

株主資本等変動計算書（自　平成27年４月１日　至　平成27年10月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	3,552,101	6,051,901	12,400	△14,543,211	△88,942	△5,015,751
当期変動額						
新株の発行	2,185,034	2,185,034				4,370,068
新株の発行（新株予約権の行使）	611,422	611,422				1,222,844
当期純損失（△）				△421,486		△421,486
自己株式の取得					△2	△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	2,796,456	2,796,456		△421,486	△2	5,171,423
当期末残高	6,348,558	8,848,358	12,400	△14,964,698	△88,945	155,672

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	千円	千円	千円		千円
当期首残高	2,856	△1,258	1,598	—	△5,014,152
当期変動額					
新株の発行					4,370,068
新株の発行（新株予約権の行使）					1,222,844
当期純損失（△）					△421,486
自己株式の取得					△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△23,241	760	△22,480	53,278	30,797
当期変動額合計	△23,241	760	△22,480	53,278	5,202,221
当期末残高	△20,385	△497	△20,882	53,278	188,068

（金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。）

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ……時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

・商品

個別法による原価法

・仕掛品

個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)……定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りです。

建物	３～39年
工具、器具及び備品	４～15年

また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（３～５年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法と、残存有効期間（３年）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する部分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

イ．当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準(契約の進捗率の見積りは原価比例法)

ロ．その他の契約

工事完成基準

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法
イ．ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息
ハ．ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
ニ．ヘッジ有効性の評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

7. 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務
   短期金銭債権　5,910,202千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額
   59,253千円

3. 保証債務
   株式会社ケア・ダイナミクス　12,258千円

4. 親会社株式
   流動資産　84,505千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高
   営業取引以外の取引高　10,500千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数　普通株式　192,954株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

1. 流動資産

繰延税金資産

賞与引当金	44,017千円
資産除去債務	17,389千円
繰越欠損金	66,148千円
その他	15,365千円
繰延税金資産計	142,920千円
評価性引当額	△142,920千円
繰延税金資産の純額	－千円

2. 固定資産

繰延税金資産

貸倒引当金	1,852,202千円
投資有価証券評価損	3,171,563千円
繰越欠損金	301,337千円
その他	18,928千円
繰延税金資産計	5,344,031千円
評価性引当額	△5,344,031千円
繰延税金資産の純額	－千円

3. 固定負債

繰延税金負債

その他有価証券	△1,356千円
繰延税金負債合計	△1,356千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主(会社等)	株式会社ネクスグループ	被所有直接55.2%	兼任	—	新株予約権の行使(注1)	1,200,010	—	—
					関係会社株式交換益(注2)	107,431	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)1. 平成27年6月29日開催第26期定時株主総会の決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

2. 当社が保有していた株式会社ネクスグループの子会社である株式会社ネクスソリューションズ株式と、株式会社ネクスグループ株式との交換により、関係会社株式交換益が発生しております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	SJ ASIA PACIFIC LIMITED	所有直接100%	兼任	—	貸付金の回収	2,365,180	短期貸付金(注2)	1,206,368
	恒星信息(香港)有限公司	所有間接100%	兼任	—	資金の貸付(注1)	15,000	短期貸付金(注3)	2,200,000
					貸付金の回収	3,933,149	—	—
					—	—	未収入金(注3)	2,485,736
					業務受託収入	10,500	—	—
	聯迪恒星(南京)信息系統有限公司(注6)	所有間接89.3%(注6)	兼任	—	経費の立替	12,310	未収入金	62,114
					外注費	113,303	買掛金	541,393
	実華工程有限公司(注6)	所有間接54.6%(注6)	兼任	—	債権放棄損(注4)	512,306	—	—
	鴻騰科技有限公司(注6)	所有間接54.6%(注6)	兼任	—	債権放棄損(注5)	319,640	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)1. 資金の貸付・借入については、貸付・借入利率は市場金利などを勘案して合理的に決定しております。

2. 当社は、SJ ASIA PACIFIC LIMITEDへの短期貸付債権に対して合計1,206,368千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、合計6,368千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

3. 当社は、恒星信息（香港）有限公司への貸付金等債権に対して合計4,221,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、合計240,000千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

4. 当社は、実華工程有限公司への未収債権に対して合計512,306千円の貸倒引当金を計上しておりましたが、当事業年度において、実華工程有限公司の親会社であるLianDi Clean Technology Inc.の全株式を譲渡したことに伴い、同額の貸倒引当金戻入益及び債権放棄損を計上しております。

5. 当社は、鴻騰科技有限公司への未収債権に対して合計319,640千円の貸倒引当金を計上しておりましたが、当事業年度において、鴻騰科技有限公司の親会社であるLianDi Clean Technology Inc.の全株式を譲渡したことに伴い、同額の貸倒引当金戻入益及び債権放棄損を計上しております。

6. 聯廸恒星（南京）信息系統有限公司、実華工程有限公司、鴻騰科技有限公司については、当事業年度中に全株式を譲渡したことにより、関連当事者には該当しなくなったため、取引金額は関連当事者であった期間の金額を、期末残高には関連当事者ではなくなった時点での残高を記載しております。

3. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	有限会社天悦日本(注1)(注6)	東京都江東区	300万円	資産管理	—	兼任	—	—	—	短期貸付金(注2)(注5)	3,953
								—	—	長期貸付金(注2)(注5)	233,470
								資金の回収	959	—	—
								受取利息	1,542	未収収益(注5)	84
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	Well Investments Limited(注4)	British Virgin Islands	3.00USD	アドバイザリー等	—	—	—	その他流動資産の回収	400,000	—	—
役員及びその近親者	李 堅(注1)(注6)	—	—	—	(被所有)直接1.4%(注6)	—	—	—	—	その他流動資産(注5)	5,000
								—	—	その他流動負債	36,334
								当社銀行等借入に対する債務被保証(注3)	3,287,349	—	—
役員及びその近親者	琴井啓文(注6)	—	—	—	(被所有)直接0.7%(注6)	—	—	貸付金の回収	850	短期貸付金(注2)	3,462
								—	—	長期貸付金(注2)	24,182
								受取利息	182	未収収益	9

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)1. 有限会社天悦日本は、当社の元取締役李堅が代表者を務め、100%の議決権を所有しております。

2. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利などを勘案して合理的に決定しております。

3. 当社は、借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

4. Well Investments Limitedは、子会社の役員である荒井裕樹が、100%の議決権を所有しております。

5. 有限会社天悦日本及び当社元取締役李堅氏への貸付金等債権に対して、合計242,508千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、合計977千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

6. 当社の元取締役李堅氏及び当社元取締役琴井啓文氏については平成27年6月29日付で退任したことにより、関連当事者に該当しなくなっております。このため、取引金額には関連当事者であった期間の金額を、期末残高には関連当事者でなくなった時点の残高を、また、所有割合は関連当事者に該当していた時点での割合を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額　　0円56銭

(2) 1株当たり当期純損失　　△2円71銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年１月12日

株式会社ＳＪＩ
　取 締 役 会　御中

赤坂・海生公認会計士共同事務所
公認会計士　赤　坂　満　秋　㊞
公認会計士　海　生　裕　明　㊞

　私たちは、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＳＪＩの平成27年４月１日から平成27年10月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　私たちは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成27年10月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、会計監査人、内部監査室との協力のもと、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関しましては、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　赤坂・海生公認会計士共同事務所　公認会計士　赤坂満秋、公認会計士　海生裕明の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　赤坂・海生公認会計士共同事務所　公認会計士　赤坂満秋、公認会計士　海生裕明の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年１月12日

株式会社ＳＪＩ　監査役会

常勤監査役　古　賀　　勝　㊞

社外監査役　杉　本　眞　一　㊞

社外監査役　宮　森　信　英　㊞

議案及び参考事項

第１号議案　取締役７名選任の件

取締役７名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	八木（やぎ）　隆二（りゅうじ） （昭和44年11月28日生）	平成22年３月　株式会社フィスコ入社 平成23年10月　イー・旅ネット・ドット・コム株式会社取締役（現任） 平成25年２月　株式会社ネクス（現 株式会社ネクスグループ）取締役（現任） 平成25年３月　株式会社フィスコ取締役アドバイザリー事業部長（現任） 平成25年12月　Ｃａｒｅ Ｏｎｌｉｎｅ株式会社（現 株式会社ケア・ダイナミクス）取締役（現任） 株式会社ネクス・ソリューションズ取締役 平成26年８月　株式会社ジェネラルソリューションズ（現 株式会社フィスコＩＲ）取締役（現任） 平成26年12月　株式会社シヤンテイ取締役（現任） 平成27年６月　当社　代表取締役会長（現任）	0株
※2	牛（にゅう）　雨（いゆう） （昭和37年６月９日生）	平成３年10月　北京農業工程大学（現 中国農業大学）ポストドクター 平成５年10月　中国農業大学水利与土木工程学部研究職（副研究員：アシスト教授相当） 平成10年10月　株式会社サン・ジャパン（現 当社）入社 平成22年４月　当社　国内事業統轄本部　第三ソリューション事業部　ソリューション四部長 平成23年４月　当社　営業統轄本部第三営業本部長 平成25年４月　当社　サービス事業部長 平成27年11月　当社　事業統轄本部イノベーションセンター長（現任）	62,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	山口 健治 （昭和45年11月19日生）	平成15年２月　株式会社シークエッジ（現 株式会社シークエッジ・インベストメント）入社 平成15年９月　同社取締役 平成22年２月　株式会社シークエッジ・パートナーズ取締役 平成23年７月　ＳＥＱＵＥＤＧＥ　ＩＮＶＥＳＴＭＥＮＴ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ　ＬＩＭＩＴＥＤ　ＤＩＲＥＣＴＯＲ 平成26年３月　株式会社シークエッジ・インベストメント代表取締役 平成26年４月　株式会社シークエッジ・チャイナ代表取締役 平成27年６月　当社　代表取締役（現任）	0株
※ 4	矢沼 克則 （昭和32年９月30日生）	昭和55年４月　株式会社ソフトウエアマネジメント（現 当社）入社 平成22年７月　当社　経営企画本部情報システム部長 平成26年４月　当社　管理本部長 平成27年７月　当社　執行役員管理統轄本部総務人事本部長（現任）	27,974株
5	齊藤 洋介 （昭和49年１月１日生）	平成17年７月　株式会社ケア・アソシエイツ（現 株式会社アルテディア） 株式会社ケア・アセット・マネジメント代表取締役 平成19年10月　株式会社アルテディア経営管理本部長 平成25年10月　株式会社ネクス（現 株式会社ネクスグループ）入社 同社経営企画部財務・経理チームリーダー 平成25年12月　Ｃａｒｅ　Ｏｎｌｉｎｅ株式会社（現 株式会社ケア・ダイナミクス）取締役（現任） 株式会社ネクス・ソリューションズ　取締役（現任） 平成26年１月　株式会社フィスコ・キャピタル　取締役（現任） 平成26年２月　株式会社ネクス（現 株式会社ネクスグループ）取締役　経営企画部部長 平成26年４月　株式会社ネクスグループ　取締役管理本部長（現任） 株式会社ネクス　取締役管理部部長（現任） 平成27年６月　当社　取締役（現任）	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	川崎 光雄 （昭和47年５月28日生）	平成８年４月　株式会社アットホーム入社 平成12年９月　大上会計事務所入所 平成13年９月　ＮＢＣコンサルタンツ株式会社入社 平成15年８月　株式会社船井総合研究所入社 平成23年１月　株式会社カテナシア設立代表取締役（現任） 平成27年６月　当社　取締役（現任）	0株
※7	幾石 純 （昭和23年２月12日生）	昭和46年４月　株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）　入行 平成元年９月　同行香港支店筆頭副支店長 平成４年７月　同行パリ支店長 平成８年１月　同行情報開発部長 平成12年６月　大和証券ＳＢキャピタル・マーケッツ株式会社（現 株式会社大和証券グループ本社）執行役員 平成14年８月　日本オーチスエレベータ株式会社取締役 平成20年５月　いわかぜキャピタル株式会社取締役ＣＦＯ（現任）	0株

（注）1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者の所有する当社の株式数は、平成27年10月31日現在の状況を記載しております。なお、取締役候補者矢沼克則氏の所有する当社株式は、従業員持株会を通じての保有分であり平成27年11月27日現在の状況であります。本議案をご承認いただき、同氏が取締役に就任した場合には、ＳＪＩ従業員持株会の規約に基づき、持分引出等の退会に際しての処理が行われます。
4. 川崎光雄氏及び幾石純氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役の候補者であります。なお、当社は、川崎光雄氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、幾石純氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定です。
5. 川崎光雄氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり株式会社カテナシアの代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって７カ月となります。
6. 幾石純氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり金融機関における金融及び証券関係の豊富な専門知識ならびに経営者として培われた幅広い見識をもとに、当社から独立した立場で、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
7. 当社定款第28条の規定に基づき、当社は川崎光雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、本総会において、同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、取締役候補者幾石純氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。
8. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第２号議案　監査役２名選任の件

監査役宮森信英氏は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、監査機能強化のための１名増員と合わせ、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※１	細木正彦 (ほそきまさひこ) (昭和30年８月14日生)	昭和53年４月　川崎重工業株式会社入社 昭和60年10月　監査法人朝日新和会計社（現 有限責任 あずさ監査法人）入所 昭和61年７月　青山監査法人（Price Waterhouse日本法人）入所 平成元年３月　公認会計士登録 平成４年10月　細木公認会計士事務所開設 平成６年４月　ウィルコンサルティング株式会社設立代表取締役（現任） 平成19年６月　株式会社極楽湯監査役（現任） 平成20年６月　あすか信用組合監事（現任） 平成25年３月　株式会社タカヤ監査役（現任）	0株
※２	勝部日出男 (かつべひでお) (昭和24年１月１日生)	昭和48年４月　国際電信電話株式会社（現 ＫＤＤＩ株式会社）入社 昭和63年６月　日本メナード化粧品株式会社取締役（現任） 平成８年７月　国際電信電話株式会社（現 ＫＤＤＩ株式会社）経営企画本部サービス計画部長 平成12年５月　株式会社ナレッジカンパニー設立代表取締役（現任） 平成13年６月　株式会社ビーアイジーグループ（現 株式会社エム・エイチ・グループ）取締役	0株

(注) 1. ※は、新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 細木正彦氏及び勝部日出男氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役の候補者であります。
なお、当社は、細木正彦氏及び勝部日出男氏が原案どおり選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
4. 細木正彦氏は、公認会計士として培われた専門的な知見・経験ならびに企業における社外監査役を長きにわたり務められた経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 勝部日出男氏は、株式会社ナレッジカンパニーの代表取締役であり、企業経営者としての経験と、企業における社外取締役を務め、広範な実業、経営経験に裏打ちされた、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
6. 細木正彦氏及び勝部日出男氏が選任された場合、当社定款第39条の規定に基づき、当社は両氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額といたします。

以上

メ モ 欄

メ モ 欄

株主総会会場ご案内図

場所：東京都目黒区大橋一丁目５番１号
クロスエアタワー ８階
本社　SJホール
電話（03）5657-3000



交通のご案内

東急田園都市線「池尻大橋」駅徒歩５分（東口出口）

※地上に出て右へ進み、歩道橋を上った右手にオフィスエントランスがございます。

UD FONT